平成２９年（フ）第７２号
北海道旭川市６条通18丁目90番地の13　有料老人ホーム　こうしょう館
債務者　中橋　　功（旧姓石黒）
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０１号
栃木県鹿沼市御成橋町２丁目2244番地１
債務者　櫻井　　崇
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０２号
栃木県鹿沼市御成橋町２丁目2244番地１
債務者　櫻井　直子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０４号
栃木県宇都宮市陽東４丁目７番17号
債務者　鹿山雄一朗
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０６号
栃木県宇都宮市屋板町552番地４
債務者　田中　裕美
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３４号
岡山市北区中島田町１丁目５番２号ノーブルハイツ502
債務者　竹本　真広
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０２４号
東京都練馬区豊玉北５丁目18―９―302
債務者　横山　孝広
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０２８号
東京都品川区西中延２丁目８―11　橘田方
債務者　平川　康介
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０４１号
東京都稲城市東長沼1725―５―102
債務者　中村　幸衛
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０４４号
東京都世田谷区北烏山１丁目５―１―102
債務者　吉田志津夫
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０４５号
東京都世田谷区北烏山１丁目５―１―102
債務者　吉田　圭子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０８８号
東京都江戸川区東葛西５丁目33―８―403
債務者　木下智保子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０９７号
東京都足立区古千谷本町２丁目２―17―202
債務者　平藪　留美
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１１２号
東京都清瀬市上清戸２丁目13―７―301
債務者　須藤　晃典
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１１９号
東京都調布市東つつじケ丘２丁目25―１ヴィラアライ12―102
債務者　天野　ナツ
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部